

## 障害者手帳をお持ちの方へお知らせ

障害者手帳をお持ちの方は次のようなとき手続きが必要となります。

・転居・氏名変更

・他市町村から大山町に転入  
・大山町から他市町村へ転出  
(転出先の市町村障害福祉担当窓口にご相談下さい。)

・手帳の紛失・破損  
・手帳所持者の死亡  
・身体障害者手帳取得から10年経過したとき



平成20年4月から手帳が新しくなりました。

### 各種助成制度があります

#### 【障害者医療費助成】

病院・薬局などで支払った自己負担分(保険適用分)の2分の1を助成。(食事療養費・室料などは対象外)

※平成22年4月診療分から歯科診療分も対象になります。

#### ◆対象者

次の項目にすべて該当する方

- ①身体障害者手帳(3級～6級)・療育手帳(B判定)・精神障害者保健福祉手帳(2級～3級)のいずれかをお持ちの方

※町内の作業所・医療機関は、公共交通機関(JR、路線バスのほか、平成22年4月以降からは巡回バスも含む)を利用して通院する場合。

◆日時 5月6日(木)  
13時～15時

◆場所 日野町

山村開発センター

◆日時 5月12日(水)  
10時～15時

◆場所 鳥取地方・家庭裁判所

◆定員 25人程度(当日受付順)

※駐車場に限りがあるので、公共交通機関を利用ください。

◆問い合わせ先  
鳥取県弁護士会

平成22年5月号

15

平成22年5月号

平成22年5月号

15

平成22年5月号

15